

2026年 両立支援、努力義務化スタート！！

労務管理だけで抱え 込まないでください！

『治療をしながら働きたい』と言われた
本人も会社もどうしたらよいか分からない

ベテラン保健師が御社に直接訪問し、
丁寧に対応します。



こんなお悩みないですか？

- ・難病・・・わからない、どう対応したらいいのか？
- ・そもそも両立支援をどのように進めていけばいいのか・・・
- ・社内の労務管理体制は適切なのか？
- ・職場に戻ったけれど周囲の負担が・・・



両立支援利用者の声

- ・継続雇用が難しいと思っていた従業員を引き続き雇用できた
- ・自社に合った進め方がわかった
- ・労務管理の課題にも気づくことができた
- ・この会社なら安心して働いていけると感じた



お申し込み・両立
支援セミナーの
詳細はこちら



 兵庫産業保健総合支援センター
〒651-0087
神戸市中央区御幸通り6-1-20
ジイテックス アセントビル8階
www.hyogos.johas.go.jp

☎ 078-230-0283

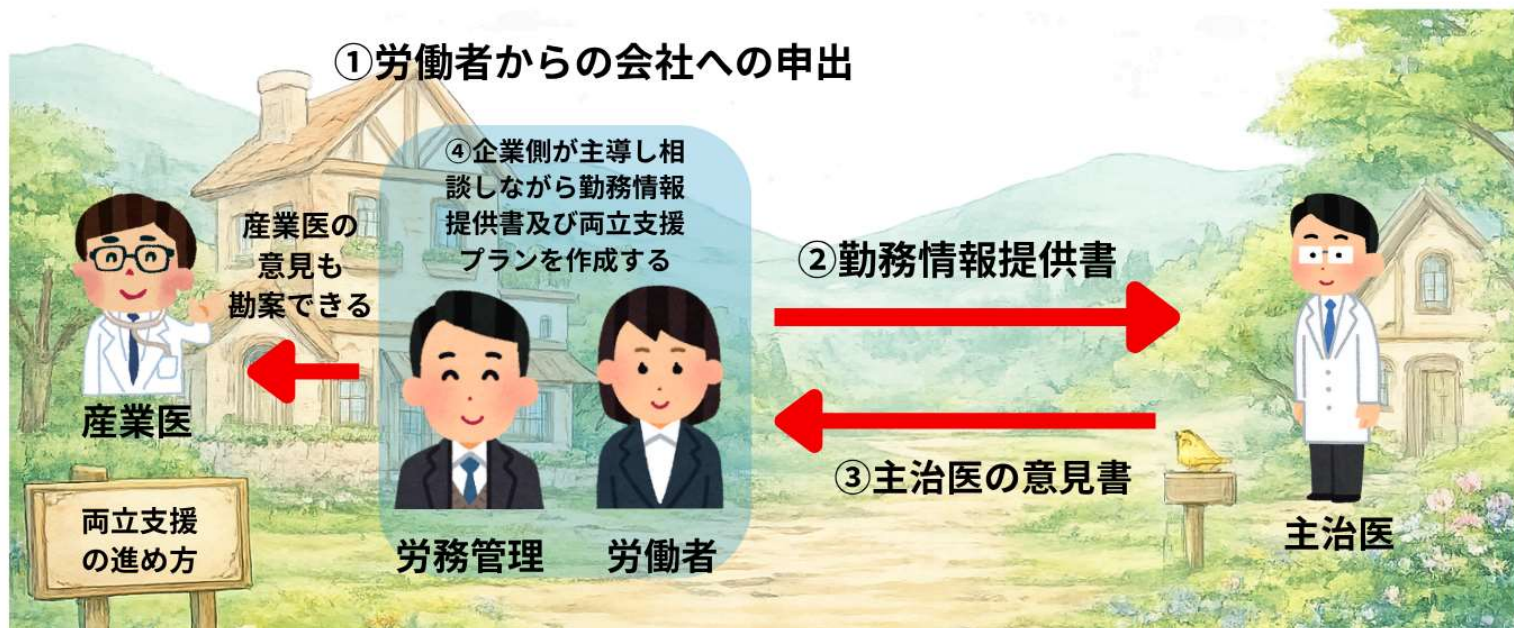
受付時間：平日08時30時から17時15分まで



お気軽に
ご相談
ください！！

両立支援をわかりやすく、無理なく職場へ

①労働者からの会社への申出



01

①労働者から会社に対して窓口の労務担当者等を通して両立支援が必要になった旨を申し出る。



02

②労務管理者が主導し労・使で協力して勤務情報提供書を作成し主治医に提出する。



03

③主治医の意見書を勘案し、両立支援プランを作成する。この際、産業医の意見を勘案することが出来る。



04

④両立支援プランを元に、治療および勤務を続ける。この際、定期的にプランを見直し、実効性の高い計画に適宜修正する。



両立支援を行うにあたっての留意事項

- ◆契約者本人の申し出
- ◆企業と労働者との十分な話し合い及び上司・同僚の理解
- ◆個人情報の保護（労働者・家族・社内・連携医療機関含む）



両立支援で困ったときは？

◆労働者の意向と現在の状況を把握する

（目的は何か、何を知っていて、何を知らないのか、誰に何を聞くべきかを精査する）

◆社内の活用できる資源を明確にする（制度の詳細確認、物的・人的・金銭的資源の確認）

◆状況の整理と問題点の明確化でお困りの場合は、産保センターへお気軽にご連絡ください！